

つちはし事務所通信

4

April
2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025年4月1日

雇用保険情報

令和7年4月に創設される「育児時短就業給付金」について

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的とし、2歳に満たない子を養育するため時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。確認しておきましょう。

厚生労働省パンフレットより

支給要件

- ① 2歳未満の子どもを養育するために、**育児時短就業**すること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き同一の子について育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に被保険者期間が12ヶ月あること

育児時短就業とは、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業することを指します。そのため、1日の所定労働時間は短縮していないものの、1週間の所定労働日数を減らすような場合も、①の要件を満たすこととなります。また、正社員として育児時短就業をする場合のみでなく、例えばパートタイマーに雇用区分を変えることで1週間当たりの所定労働時間が短縮される場合も含まれます。

支給額

育児時短就業中に支払われた賃金額の**10%相当額**（支給限度額あり）。
育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されるため、育児時短就業時の賃金額が、育児時短就業開始時の賃金月額**の90%を超える場合には、支給率が逡減する。**

経過措置

令和7年4月1日より前から、2歳未満の子どもを養育するために育児時短就業に相当する短時間勤務をしている場合は、令和7年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、支給要件や育児時短就業前の賃金水準を確認する。実際に、短時間勤務を開始したときにさかのぼるわけではない点に注意が必要。



★育児休業中の労働者の収入を保障し、育児休業の取得を促進するために制度の内容を知っておく必要があります。早めに詳しい内容を知りたい場合は、気軽にお声掛けください。

助成金

キャリアアップ助成金の支給対象範囲・助成額が変更になります

正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成されます。

| 現行 | |
|--|-------------------------|
| 有期→正規 80万円(60万円) | |
| 無期→正規 40万円(30万円) | 派遣労働者、母子家庭などに加算措置あり |
| 改正後(令和7年4月以降) | |
| 【重点支援対象者】 | 【重点支援対象者以外】 |
| 有期→正規 80万円(60万円) | 有期→正規 40万円(30万円) |
| 無期→正規 40万円(30万円) | 無期→正規 20万円(15万円) |
| 重点支援対象者とは | |
| a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 | |
| b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 | |
| ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 | |
| ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない | |
| c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 | |
| ※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなす | |

徳島県では、県内企業の持続的な成長、賃上げの実現に向けた取組を促進するため、生産性の向上や収益力の強化に資する設備投資を支援する「賃上げ環境整備促進事業費補助金」を新たに創設し、補助金申請の募集を開始いたしました。

対象者 中小企業基本法に規定する中小・小規模事業者（個人事業者を含む）

以下の全ての要件を満たす事業

- ・自社の課題を踏まえ、策定した「経営計画」に基づいて実施する取組であること
- ・生産プロセスの改善、生産性の向上、収益構造の強化に資する設備投資等であること
- ・補助対象期間内に発注・納入・検収・支払・完了報告等の全ての事業の手続きが完了する事業であること
- ・申請時からの賃上げ計画を策定すること
- ・徳島県内の商工団体（商工会・商工会議所等）の支援を受けながら取り組むこと
- ・「中小企業省力化補助金（カタログ注文型）」の対象設備でないこと

補助率 補助対象経費の2分の1以内

補助額 **25万円から200万円**（※事業費全体が50万円を超える事業に限る。）

補助対象経費 生産プロセスの改善、生産性の向上、収益構造の強化に資する設備投資・システム投資に係る経費

補助対象期間 交付決定日～令和8年1月30日（金）※交付決定日は令和7年7月中旬予定

募集期間 **令和7年3月14日（金）～令和7年5月30日（金）**【運営事務局必着】

申請に関するお問い合わせ 賃上げ環境整備促進事業費補助金運営事務局

〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町 154-1 株式会社テレコメディア内

TEL:088-603-8056、FAX:0883-52-2656、Mail:info@tokuenv.jp

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/iigvoshanokata/sangvo/shokogvo/7247969/>

★この補助金の活用を希望する場合は、商工会議所または商工会を通じて申請いただく必要があります。最寄りの商工団体までお問い合わせください。徳島商工会議所 088-653-3213（他最寄りの商工団体）

あとがき◆つちはし事務所より

❁ 4月になって年度が変わり、次の通りさまざまな法改正が施行されます。準備はOKでしょうか。

| | |
|----------------|--|
| 育児・介護休業法の改正 | 小学校就学前の子を持つ労働者に対して、柔軟な働き方支援（在宅勤務や時短勤務等）を実施する努力義務が課されます。また、子の看護休暇の対象者や取得事由が拡大されます。 |
| 雇用保険法の改正 | 基本手当の給付制限期間が従来の2ヶ月から1ヶ月に短縮されます。また、自己都合退職者が教育訓練等を受けた場合、給付制限なしで基本手当を受給可能に。就業手当廃止、育児休業給付率引上げなど行います。 |
| 子ども・子育て支援法改正 | 妊婦支援給付金（10万円相当）や育児時短就業給付などを創設。出生後休業支援も手取り10割相当へ引き上げられます。 |
| 次世代育成支援対策推進法改正 | 従業員100人超の企業に育児休業取得状況の把握・数値目標設定義務が設けられます。 |

❁ このところ大幅な賃上げが続いていますが、賃上げを実現するため徳島県から「賃上げ環境整備促進事業費補助金」が新たに発表されました。一方、昨年末に発表された「徳島県賃上げ支援事業」についても、申請期限が令和7年2月28日から**4月30日（水）**に延長されています。

令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に、時間給「930円未満」の

従業員の賃金を「980円以上」に引き上げた中小企業を対象に、一時金（正規

1人5万円、非正規1人3万円）を支給する制度です。申請がまだの方はお早目に。

